

## 第35回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年4月17日（金）午後4時00分から午後4時50分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員（15名）

会長	15番	八木澤寛夫		
委員	1番	渡邊好雄	2番	鈴木英子
	3番	福田英一	4番	君島道夫
	5番	石塚英好	6番	阿久津正一
	7番	山口榮一	8番	佐藤喜久男
	9番	平久井順一	10番	大森克則
	11番	渡邊幸史	12番	町野位夫
	13番	齋藤典子	14番	渡邊浩正

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (5) 非農地証明願いに係る処分決定について
- (6) 農用地利用集積計画に係る意見決定について
- (7) 農地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	和田	理男
事務局補佐	高塩	康幸
主任	土屋	あゆ奈

## 8 会議の概要

八木澤会長

本日は、ご苦労さまです。

本総会の出席委員は15名となり、定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

それでは、ただいまから第35回矢板市農業委員会総会を開催します。

これより議事に入ります。

議長

それでは、付議事件（1）議事録署名委員の決定について議題とします。

（八木澤会長）

会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法について、お諮りいたします。

（議長一任の声あり）

それでは、議長より指名いたします。

7番 山口 委員、 9番 平久井 委員

議長

を指名します。指名の通り、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、

7番 山口 委員、 9番 平久井 委員

を議事録署名委員とします。

議長

続いて付議事件（2）議案第1号から第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、当番班第2班 班長 渡邊委員にお願いします。

14番  
渡邊委員

本日、午前10時30分から、委員4名、事務局3名の計7名で、農地法第3条2件、4条2件、5条6件、非農地証明1件の計11件の現地調査を実施いたしました。何ら問題ないと見てまいりましたが、詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

議 長

現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、14番 渡邊委員 に  
お願いします。

14番  
渡邊委員

【申請地の位置を説明】

この場所は、構図が全くなかったので、地権者の皆様が地番図を作成して  
申請されました。

経営規模拡大ということで、何ら問題ないとみてまいりましたので、  
皆様の慎重審議をお願いします。

議 長

次に議案第2号の現地調査の詳細な報告を、6番 阿久津委員 に  
お願いします。

6番  
阿久津委員

【申請地の位置を説明】

経営規模拡大するというので、何ら問題ないとみてまいりました  
ので、皆様の慎重審議をお願いします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第1号と第2号について、質疑意見等を求めます。

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

( 異議なしの声あり )

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて付議事件(3)議案第3号と第4号 農地法第4条第1項の  
規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

次に議案第3号の現地調査の詳細な報告を、13番 齋藤委員 に  
お願いします。

13番  
齋藤委員

【申請地の位置を説明】

農業倉庫ということなんですけど、46年前に届け出をしないまま倉庫を建ててしまったということにより、始末書付きで申請となりました。昔からですのでやむを得ないとみてまいりました。皆様の慎重審議をお願いします。

議長

次に議案第4号の現地調査の詳細な報告を、6番 阿久津委員 にお願ひします。

6番  
阿久津委員

【申請地の位置を説明】

申請地の南側にある農道を利用して自宅への進入路としていますが、専用の自宅進入路を作りたいということで、何ら問題ないとみてまいりました。皆様の慎重審議をお願いします。

議長

現地調査の報告が終わりました。それでは議案第3号と第4号について、質疑意見等を求めます。原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

( 異議なしの声あり )

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

続いて付議事件(3)議案第5号から第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。次に議案第5号の現地調査の詳細な報告を、4番 君島委員 にお願ひします。

4番  
君島委員

【申請地の位置を説明】

用途地域内・第三種農地ですので、何ら問題ないとみてまいりました。皆様の慎重審議をお願いします。

議 長

次に議案第6号の現地調査の詳細な報告を、4番 君島委員 に  
お願いします。

4番  
君島委員

【申請地の位置を説明】

建築計画も適正であり、区画整理地区内であるためこの許可申請は適正で  
あるとみてまいりました。皆様の慎重審議をお願いします。

議 長

次に議案第7号の現地調査の詳細な報告を、14番 渡邊委員 に  
お願いします。

14番  
渡邊委員

【申請地の位置を説明】

道路にはさまれた土地ですので、許可はやむを得ないとみてまいりました。  
皆様の慎重審議をお願いします。

議 長

次に議案第8号の現地調査の詳細な報告を、13番 齋藤委員 に  
お願いします。

13番  
齋藤委員

【申請地の位置を説明】

これから倉庫を建てるにあたり、農振法の軽微な変更をしているため  
倉庫を建てるのは何ら問題ないとみてまいりました。

議 長

次に議案第9号の現地調査の詳細な報告を、13番 齋藤委員 に  
お願いします。

13番  
齋藤委員

【申請地の位置を説明】

この案件については、以前に資材置き場として許可申請を受け付けて  
いましたが、地目変更をしないまま太陽光発電を設置してしまったため、  
許可の取り消し願いととも、始末書も提出されています。

許可申請はやむを得ないとみてまいりましたが、皆様の慎重審議をお願い  
します。

議長

次に議案第10号の現地調査の詳細な報告を、6番 阿久津委員 にお願ひします。

6番  
阿久津委員

【申請地の位置を説明】

水路の曲がりをもつすぐにした状態で整備したいということですので、何ら問題ないとみてまいりましたので、皆様の慎重審議をお願ひします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第5号から第10号について、質疑意見等を求めます。

5番  
石塚委員

はい。

議長

はい、石塚議員。

5番  
石塚委員

はい。5番石塚です。

議案8号について、図面をみると不整形になっていますが、これで間違いないですか。

議長

事務局の説明をもとめます。

局長補佐  
高塩

はい。間違いありません。

議案8号の出入りは議案3号の場所からするということですので、

問題ないかと思ひます。河川のほうから入れる状態になっています。

議案3号のほうの地続きで、こう使いたいということですよ。

5番  
石塚委員

これは水路のほうまで使用したほうがいいのではと考えるがいかがか。

局長補佐  
高塩

必要最低限の面積になるので申請のままですよ。

また、図面では道路になっているが実際には河川の部分があり、切り取り方

次第では袋地になってしまう可能性がある。

5番  
石塚委員

進入はあくまで西側の道路からするという事か？

局長補佐  
高塩

そうです。

5番  
石塚委員

そのためこの申請地となったという認識でよろしいか。

局長補佐  
高塩

はい。

5番  
石塚委員

不整形だともったいないと思って確認しました。わかりました。以上です。

議 長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

( 異議なしの声あり )

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続いて付議事件(4)議案第11号 非農地証明願いに係る処分決定について  
議題に供します。

議案第11号の現地調査の詳細な報告を、14番 渡邊委員 に  
お願いします。

14番  
渡邊委員

【申請地の位置を説明】

土地改良区内であったが、20㎡程残ってしまっているためやむを得ないと  
みてまいりました。皆様の慎重審議をお願いします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第11号について、質疑意見等を求めます。

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

( 異議なしの声あり )

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて付議事件（６）議案第２２号を除く第１２号から第３０号農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

それでは議案第２２号を除く議案第１２号から第３０号について、  
質疑意見等を求めます。

議 長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

（ 異議なしの声あり ）

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

それでは議案第２２号について、質疑意見等を求めます。

ここで、農業委員会等に関する法律第３１条第１項により、８番佐藤委員の退室を求めます。

（ ８番 佐藤 委員 退室 ）

それでは議案第２２号について、質疑意見等を求めます。

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

（ 異議なしの声あり ）

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて付議事件（９）議案第３１号から第３３号農地利用配分計画（案）に係る意見聴取について議題に供します。

それでは議案第３１号から第３３号について、質疑意見等を求めます。

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

（ 異議なしの声あり ）

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。



議 長

議案第22号及び議案31号から第33号が終了しましたので、  
8番佐藤委員の入室を求めます。

議 長

以上で、本日の審議事項を終了することができました。  
その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

局長補佐  
高塩

・不動産の競売に係る買受適格者証明願の申請について（次回総会時）

議 長

ただいまの事務局説明について、質問があれば挙手願います。  
それでは、以上を持ちまして、第35回農業委員会総会を閉会いたします。  
皆様お疲れさまでした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長

八木澤 寛夫

議事録署名委員

山崎 栄一

議事録署名委員

平久井 順一